

幕末の禁裏御料と山城一国増献問題

奥
田
晴
樹

はじめに

わが近世の朝廷に関する歴史的研究は、一九七〇年代以降に盛んとなつた近世国家研究の基軸の一つとして、活況を呈して今日に至つてゐる。当初は朝幕関係、近世国家における天皇の地位をどのように理解するか、といった問題に研究関心が集中する観もあつたが、そこでの論議の実証的検証が要請される中で、次第に近世における朝廷の実態追跡が丹念に行われるようになつていつた。⁽²⁾

しかし、近世朝廷の財政的基盤をなす「禁裏御料」に関する研究は、その領知の宛行と、実際の支配、とりわけ年貢諸役の賦課・徵収の実務とその管掌など、朝幕関係の実態を如実に顕示する現場がその研究対象として存在しているにもかかわらず、史料的な制約などの故か、研究にはあまりはかばかしい進展は見られないようと思われる。この分野では、一九三七年に帝室林野局が編纂・刊行した『御料地史稿』⁽³⁾によるその概要の紹介と、日柳彦九郎と奥野高広⁽⁴⁾による研究が長らく数少ない成果であるに止まり、近年、ようやく幕府の京都代官による禁裏御料などの支配に関する佐藤雄介の研究が現れたところである。

ここでは、慶応三年（一八六七）に浮上した、幕府が禁裏御料として山城一国を増献しようとした動きについて、その顛末を追跡し、その歴史的意味の検討を少しく試みて、右の研究状況に一糸を加えるとともに、幕末の政局や、戊辰戦争の過程で順次設置されていく直轄府県の歴史的理得に幾分なりとも資すれば、と考えている。

一 禁裏御料の概観

（一）禁裏御料の諸町村と石高

まず、近世における禁裏御料について概観しておこう。

その手がかりは「旧高旧領取調帳」と前出の『御料地史稿』である。前者は、明治新政府が継承した各種の「領地⁽⁶⁾」について町村毎に旧領主名と石高を書き上げたもので、その山城国と丹波国桑田郡の箇所には「元御料」が掲記されている。⁽⁷⁾また、後者は、依拠した史料は不詳だが、禁裏御料の成立経緯と概要が記載されている。⁽⁸⁾

『御料地史稿』によれば、禁裏御料としては、幕府が慶長六年（一六〇一）五月一五日付で献納した本御料（山城国愛宕郡三ヶ村・紀伊郡一ヶ村・宇治郡一九ヶ村・相楽郡四ヶ村）一万〇〇一五石四斗九升五合、同じく元和九年（一六二三）閏八月一日付献納の新御料（山城国愛宕郡一ヶ村・葛野郡一ヶ村・乙訓郡一ヶ村・綴喜郡一六ヶ村・相楽郡一四ヶ村）一万石、宝永二年（一七〇五）二月一五日付献納の増御料（山城国愛宕郡九ヶ村・葛野郡三ヶ村・乙訓郡八ヶ村・綴喜郡一〇ヶ村・相楽郡一四ヶ村・丹波国桑田郡七ヶ村）一万石二斗の、合わせて三万〇〇一五石六斗九升五合があつたという。他に、仙洞御料（本院御料・新院御料）や中宮御料・女院御料などがあつたときもあるが、幕末では該当しない。

表1は、「旧高旧領取調帳」と『御料地史稿』の記載内容を町村毎に整理して表示したものである。

両者で町村名が異なるものは、町村名の類似性と石高の合算値により、両者の対応関係を推定して表示した。また、『御料地史稿』に掲出されている「岩倉谷三ヶ村」・「山科十七ヶ村」・「宇治田原郷十四ヶ村」・「龜原四ヶ村」・「和束郷十四ヶ村」については、前出の奥野高広の研究⁽⁹⁾によつて、それぞれに所属する村名がほぼ特定でき、不明なものも「旧高旧領取調帳」所掲の諸村と石高の合算値を照合することで、両者の対応関係を推定して表示した。

しかし、「旧高旧領取調帳」の方では愛宕郡の鹿ヶ谷村、宇治郡の八軒町、髭茶屋町、桃灯町、行燈町、音羽村・小山村立会新田、栗栖野新田、三室戸村、志津川村、綴喜郡の奥山新田、相楽郡の南川村、湯舟村が、また『御料地史稿』の方では綴喜郡の三宅・志津村のみが、それぞれ対応する町村を推定し得なかった。

なお、『御料地史稿』では、増御料の石高合計が一万石二斗と記載されているが、所掲の各村の石高を合算した数値は、後出の表2に表示したように一万石七斗二升八合九勺となり、禁裏御料の石高の総計も三万一六石二斗二升三合九勺となる。表1にはこの石高総計数値の方を表示した。

『御料地史稿』によれば、禁裏御料の他に朝廷関係の領知として、「諸公家領」四万一二二七九石余、女中方領八四二〇石余、昇殿を許されない下級公家の地下家領一七〇五石余と、寺社領でもある諸門跡院家領一万七七四七石余、比丘尼方領三七八二石余があつたという。⁽¹⁰⁾右のうち、「諸公家領」とは、昇殿を許された上級の公家の領知で、近世では「堂上領」と称されたものに該当すると見られる。

(二) 京都代官による禁裏御料支配

禁裏御料と、前述した関連諸領知の実質的な支配、すなわち年貢諸役の賦課・徵収と、その他の統治権能の行使は、

表1 禦裏御料の諸町村と石高

国名	郡名	「旧高旧領取調帳」			『御料地史稿』			備考
		町村名	給数	石 高	町村名	種別	石 高	
愛宕	田中村		35	94.793	田中村	増御料	57.8675	
	鹿ヶ谷村		4	3.8260				
	修学院村		3	300.0000	修学院(ママ)村	増御料	300.0000	
	東紫竹大門村		8	80.6410	紫竹大門(ママ)村	増御料	210.8340	
	西紫竹大門村		3	130.1930	下鴨村	増御料	46.7560	
	下鴨村		29	48.9330				
	松ヶ崎村		14	64.1730	松ヶ崎村	増御料	64.1730	
	岩倉村		4	952.7940				
	中村		1	188.1900	岩倉谷3ヶ村	本御料	1.952.8540	
	高野村		1	811.8700				
山城	花園村		16	132.4760	花園村	増御料	132.4760	
	幡枝村		7	20.9350	幡枝村	増御料	20.9350	
	八瀬村		1	271.9760	八瀬村	新御料	62.9700	
	市原村		9	69.4770	市原村	増御料	0.2740	
	唐橋村		8	1,000.0000	唐橋村	増御料	69.4770	
	川嶋村		8	46.7900	川島(ママ)村	新御料	1,000.0000	
	下津林村		6	150.0000	下津林村	増御料	46.7900	
	上桂村		8	153.4040	上桂村(石高はママ)	増御料	150.0000	
	上久世村		19	14.4000	上久世村	増御料	153.0440	
	物集女村		7	7	下久世村	増御料	14.4000	
乙訓	寺戸村		7	59.0000	物集女村	増御料	69.3670	
	上植野村		18	334.3540	寺戸村	新御料	59.0000	
	今里村		13	16.0100	上植野村	増御料	334.3540	
	灰方村		16	50.0000	今里村	新御料	16.0100	
			9	17.6410	灰方村	増御料	50.0000	
							17.6410	

幕末の禁裏御料と山城一国増献問題

乙訓	外郷村	9	13.9990	外郷村	増御料	13.9990
	石見上里村	16	11.5630	五里(ママ)村	増御料	11.5630
紀伊	下三栖村	16	33.6400	下三栖村	本御料	33.6400
	深草村	38	24.2700	深草村	本御料	24.2700
東野村		1	617.4660			
大宅村		1	631.3950			
御陵村		2	560.0600			
北花山村		1	306.7900			
上花山村		1	161.4040			
日岡村		1	169.3310			
川田村		1	295.9530			
小山村		1	227.9200			
柳江村		1	310.8380	山科17ヶ村		
音羽村		1	513.2500			
厨子奥村		1	101.5140			
上野村		1	37.9950			
竹ヶ鼻村		1	368.7470			
大塚村		1	276.8490			
四宮村		3	227.0122			
西野村		2	703.2600			
西野山村		1	819.9690			
八軒町		1	4.0950			
髭茶屋町		1	8.3720			
桃原町		1	4.8360			
行燈町		1	18.8240			
音羽村・小山村立会新田		1	13.8420			
北小栗栖村		3	20.0900	北小栗栖村	本御料	20.0900
栗栖野新田		1	8.9000			
南小栗栖村		2	235.1590	南小栗栖村	本御料	235.1590
三室戸村		1	371.2000			

奥野著書では北山村

本御料

6,294.3510

	宇治	志津川村	1	143.7100				
	久世							
水主村		2	367.6060	水主村		増銅料	367.4560	
南奥戸村		2	23.3926	南奥戸村		増銅料	23.3926	
宮口村		1	149.9310	宮口村		増銅料	149.9310	
江津村		4	240.0310	江津村		増銅料	240.0310	
天王村		4	106.7690	天平(ママ)村		増銅料	106.7690	
出垣内村		4	105.6620	出垣内村		増銅料	105.6620	
水取村		1	228.5580	水取(ママ)村		増銅料	227.5200	
上村		3	292.2260	上村		増銅料	291.0270	
高木村		4	152.2800	高木村		増銅料	152.2800	
郷口村		1	300.0480					
老中村		1	209.2550					
名村		1	206.1700					
切林村		1	140.0300					
熱田村		1	63.8860					
綴喜								
符作村		1	152.4280					
荒木村		1	120.4040					
稲塚村		1	237.9700					
大道寺村		1	235.0000	宇治田原郷14(ママ)ヶ村				
平岡村		1	45.0540					
岩本村		1	55.1880					
禪定寺村		1	410.4500					
長山村		1	109.9370					
湯屋谷村		1	147.8810					
川上村		1	152.1340					
宮村		1	110.5610					
茶屋村		1	146.5210					
柏村		1	217.1340					
多賀村		1	1.018.7920	多賀村	新銅料	1.013.0980		

幕末の禁裏御料と山城一国増献問題

奥山新田	1	8.9620			
奈嶋村	3	200.0740	奈島(ママ)村	増御料	199.8700
			三宅・志津村	新御料	
林村	4	362.5460	林村	増御料	511.2000
椿井村	3	747.6260	椿井村	増御料	361.3040
神童子村	2	160.8220	神童子村	増御料	746.6040
綿田村	1	816.0030	綿田村	増御料	160.8220
平尾村	2	651.5070	平尾村	増御料	811.0630
菱田村	5	456.6044	菱田村	増御料	648.9790
植田村	2	253.3450	植田村	増御料	456.6644
菅井村	6	88.6580	菅井村	増御料	253.3450
吐師村	5	586.4940	吐師村	増御料	88.6580
乾谷村	6	186.8760	乾谷村	増御料	582.4310
山田村	2	90.6760	山田村	増御料	186.8760
拓榴村	3	54.3650	拓榴村	増御料	90.6760
相樂村	7	196.5970	相樂村	増御料	54.3650
上津村	1	247.8580	上津村	増御料	195.2770
南川村	1	36.6280			
西村	1	245.3320			
河原村	1	560.9860			
岡崎村	1	349.4870	龜原4ヶ村	本御料	
井平尾村	1	297.3070			
湯舟村	1	366.8370			
石寺村	1	327.0920			
白柄村	1	391.5000			
別所村	1	280.8890			
園村	1	195.9280			
原山村	1	181.2320			
門前村	1	243.0740			
金塙村	1	275.6000	和束郷14ヶ村	新御料	3,538.8150

	南村	1	123,8500		
	木屋村	1	189,1230		
	撰原村	1	206,0600		
	下嶋村	1	129,8590		
山城	田村新田	1	64,0020		
	袖田村	1	384,3650		
	中村	1	264,3600	小物成高詰分	新御料
	不詳				237,9060
	石 高 小 計		28,781,7275	石 高 小 計	28,587,3065
	鳥居村	1	256,1414	鳥居村	増御料
	塔村	1	391,2027	塔村	391,2027
	上黒田村	1	118,0612	上黒田村	増御料
	下黒田村	1	120,0921	下黒田村(石高はママ)	増御料
丹波	井戸村	2	167,5466	井戸村	167,5466
	黒田宮村	1	209,3730	黒田(ママ)村	増御料
	小堀村	1	166,8915	小堀村	208,1530
	石 高 小 計		1,429,3085	石 高 小 計	166,8915
	石 高 合 計		30,211,0360	石 高 合 計	1,428,9174
					30,016,2239

注) 木村穣校訂『日高日領収調帳』近畿編・近藤出版社・1975年3月・山城国(1~48頁)および丹波国桑田郡(325~330頁)、帝室林野局編『御料地史稿』同局・1937年12月・248~253頁、奥野高弘『皇室御経済史の研究』後篇・中央公論社・1944年6月・285~306頁を参照。

当初から幕府の所管するものではなかった。その職務には、慶長年間(一五九六～一六一五)に京都所司代の板倉勝重が当たり⁽²⁾、万治年間(一六五八～一六六一)に伏見奉行の小出尹貞に代わり、寛文五年(一六六五)八月以降は京都町奉行の所管となつた。そこで、延宝八年(一六八〇)に京都代官が置かれ、旗本の小堀正憲が補任せられたが、その所管に移われ、以後、幕末まで、小堀家がこの職を世襲して、禁裏御料の支配を担当したといふ。⁽²⁾

小堀正憲は、小堀正次の四男正春の嗣子で、「小堀遠州」として著名な遠江守政一の甥に当たり、父の俸禄六〇〇石を相続している。その嗣子克敬のとき、「元禄の地方直し」により、元禄一〇年（一六九七）七月二六日付で地方知行に改められ、武藏国埼玉郡と相模国大住郡に合わせて六〇〇石の知行所を宛行われ、さらに同一四年（一七〇一）に河内国河内・高安両郡に領知替されている。^{〔1〕}

京都代官を世襲する小堀家に、畿内の河内国内外にその知行所を与えることは、その職務上、至極当然な措置とも言える。しかし、後述するように、王政復古後の政治—軍事情勢下では、禁裏御料の支配を世襲代官に任せていたことともども、別の意味をもつてこよう。

（三）禁裏御料の領知形態

表2は、禁裏御料について、国郡別に、それぞれの町村数、石高、種別、級数などを整理したものである。

これによれば、「旧高旧領取調帳」に見える「御料」の石高総計は三万二一一石三升六合で、『御料地史稿』所掲の数値とは僅差だが、両者には差異がある。「旧高旧領取調帳」の方が、町村数で一五、石高で一九四石一斗二升一合ほど多くなっている。

その中身を郡別に子細に見ていくと、石高や所属する町村数では、宇治郡を除いて、いずれも僅差に止まり、両者に差異が生じる上で、宇治郡の違いが演じたところが大きいことがわかる。宇治郡での差異は、八ヶ村、六〇九一斗二勺に上っている。ただ、ここでは、この違いが生じた理由の詮索は後日の宿題としたい。

宇治郡の禁裏御料は石高の面でも際立っている。郡別に見た場合、該当する山城国八郡と丹波国一郡の石高総数に占める禁裏御料の割合は一〇・八一パーセントで、ようやく一割を超える水準に止まっている。愛宕・葛野・乙訓・

山 城					丹 波	総 計
宇 治	久 世	綴 喜	相 樂	合 計	桑 田	
51	42	54	82	477	215	—
—	—	—	—	—	—	—
15,529.308290	28,551.929260	31,554.361100	37,504.934820	230,131.760865	56,805.634000	—
43	37	59	92	466	221	897
—	2	—	—	28	—	28
15,432.052430	28,420.102360	24,804.511000	37,337.680200	223,222.854730	56,224.633000	279,447.487730
27	—	29	34	120	7	127
1.3	—	1.6	2.1	5.4	1.1	4.9
22	—	22	22	68	6	76
81.48	—	75.86	64.71	56.67	85.71	59.84
7,158.700200	—	6,414.264600	10,013.498400	28,781.727500	1,429.308500	30,211.036000
46.39	—	25.86	26.82	12.89	2.54	10.81
19	—	—	4	28	—	28
6,549.600000	—	—	1,455.131000	10,015.495000	—	10,015.495000
—	—	16	14	33	—	33
—	—	5,044.299000	3,538.815000	9,762.094000	—	10,000.000000
—	—	—	—	237.906000	—	—
—	—	10	14	44	7	51
—	—	1,863.938600	4,884.922400	8,571.811500	1,428.917400	10,000.728900
19	—	26	32	105	7	112
6,549.600000	—	6,908.237600	9,878.868400	28,587.306500	1,428.917400	30,016.223900

郡（5～9頁）、前掲『旧高旧領取調帳』近畿編1～48・325～330頁、前掲『御料地史稿』248～253頁を参照。

紀伊四郡と桑田郡はいずれも四パーセントを下回っている一方、綴喜・相楽両郡は、新御料・増御料の増加により、ともに二五パーセントを超えるに至っている。しかし、宇治郡の禁裏御料は、本御料以後の増加がないにもかかわらず、四六・三九パーセントと、郡高の半分近く占めている。

宇治郡の突出振りは給数の面からも言える。禁裏御料の町村は、単独給のものが五九・八四パーセントで、全体の四割強が相給である。給数が多いのも愛宕・葛野・乙訓・紀伊四郡で、表1に表示したように、紀伊郡深草村の三八給と愛宕郡田中村の三五給がその筆頭である。一方、綴喜・相楽・桑田三郡は単独給が多いが、表1からわかるように、綴喜・相楽両郡は新御料、桑田郡は増御料が、それぞれ主に単独給で増加されていることによる。こうした中で、宇治郡の禁裏御料（本御料）は、主に単独給によって成り立っているのである。

幕末の禁裏御料と山城一国増献問題

表2 禁裏御料の分布・種別・給数

国名		山城			
郡名		愛宕	葛野	乙訓	紀伊
「天保郷帳」	国総数	村数	81	81	52
		町数	—	—	—
		石高	27,333.996955	35,446.999010	26,581.054210
「旧高旧領取調帳」	国総数	村数	67	82	52
		町数	26	—	—
		石高(A)	27,158.246260	36,655.454510	25,792.749600
	御料	町村数(B)	14	4	8
		平均給数	9.6	7.5	13.4
		単独給町村数(C)	2	0	0
	C/B(百分比)	14.29	0.00	0.00	0.00
		石高(D)	3,170.193300	1,350.194000	616.967000
		D/A(百分比)	1.17	3.68	2.39
		村数	3	—	—
『御料地史稿』	本御料	石高	1,952.854000	—	—
		村数	1	1	1
	新御料	石高	62.970000	1,000.000000	116.010000
		小物成分石高	—	—	—
	増御料	村数	9	3	8
		石高	902.792500	349.834000	570.324000
	合計	村数	13	4	9
		石高	2,918.616500	1,349.834000	686.334000
					57.910000

注1) 福井保編『天保郷帳』(一)・波古書院・1984年4月・山城国(1~9頁)、同(二)・1984年5月・丹波国桑田

2) 「天保郷帳」と「旧高旧領取調帳」の町村数は、それぞれ所掲の合計数をそのまま表示した。

3) 増御料の石高総計は前掲『御料地史稿』253頁では10,000石2斗である。

4) 平均値は小数点第2位、百分比は同第3位をそれぞれ四捨五入した。

以上を要するに、禁裏御料のうち、一定の領域性をもって成立しているのは、本御料の段階では宇治郡のみに止まり、新御料の増加の際に綴喜・相楽両郡にその一定の展開をみたものの、増御料の増加の際には桑田郡に僅かな形成がなされたにすぎない。

したがって、前述した京都代官による実質的な支配という決定的な障壁もあるが、領知の存在形態からも、禁裏御料に対して朝廷が領域的権力として展開する可能性はほとんど絶無だった、と言えよう。勿論、これは幕府による周到な配慮によるものと見てよからう。

とは言え、愛宕郡八瀬村のように、中世以来、その住民が「八瀬童子」と称され、朝廷の駕輿丁を勤めた伝統を有し、それが新御料・増御料の増により、「単独給」の禁裏御料となつた村などでは、朝廷への強い帰属意識が住民の間に形成されていったこともまた確かであろう。¹⁴⁾また、丹

波国桑田郡の諸村の大半は「単独給」だが、これらの諸村では、禁裏御料になる以前からの朝廷との所縁が伝えられており、神社祭祀をめぐる問題などを背景として、王政復古→鳥羽・伏見の戦と展開する情勢の下で、近隣の旧旗本領の諸村まで巻き込んで、「山国隊」と呼ばれる草莽隊ないし農兵隊が結成され、戊辰戦争に参加している。^{○₁₅}

(四) 「御除料」

ところで、「旧高旧領取調帳」には、「元御料」と並んで、「元御除料」なるものが山城国、丹波国桑田・船井両郡、摂津国島下郡の箇所に掲記されている。^{○₁₆} 表3は所掲の諸村の給数と石高を表示したもので、「御除料」の石高総計は八七九七石七升一合五勺となる。この「御除料」なるものは、一体何か。

『御料地史稿』には、幕末には該当しなかった仙洞御料について、靈元上皇（上皇在位期間は貞享四年〔一六八七〕～享保一七年〔一七三二〕）のそれを紹介している。^{○₁₇} 表3には、そこに掲出された諸村とそれぞれの石高も表示したが、その石高総計は一万二六石五斗六升三合となる。

この両者を見比べれば、右の疑問は氷解しよう。石高総計では靈元上皇の仙洞御料の方が一二二九石四斗九升一合五勺ほど多いが、両者に登場する諸村の大半は重複している。しかも、重複する三一ヶ村の石高も、相違のある場合でも多くは僅差であり、そのうち三分の一を上回る一二ヶ村は同一である。そして、なにより決定的な証跡は、「旧高旧領取調帳」の摂津国島下郡の四ヶ村の旧領主名が「元御除料」ではなく、幕末には存在しない「仙洞御領」^{○₁₈}と記載されていることである。

つまり、「御除料」なるものは、仙洞御料の設定が必要になつた際に備え、幕府があらかじめ諸村をそれと指定し、他の給知に宛行わないよう「除けて」おいたものと見られる。この措置は、仙洞御所の設定の際に生じる危惧のあ

表3 「御除料」と靈元上皇仙洞御料

国名	郡名	「旧高旧領取調帳」掲出の「御除料」		『御料地史稿』掲出の靈元上皇仙洞御料		
		町村名	給數	石 高	町村名	石 高
愛宕	一乗寺村	一乗寺村	33	28,9300	一乗寺村	28,9300
	西賀茂村		24	107,3974	修學寺(ママ)村	272,1430
	松ヶ崎村		14	279,7000	西加(ママ)茂村	107,3000
	岩倉村		4	301,3920	岩倉村	299,2500
	出谷村		1	18,6400	出谷村	947,2060
	中畑村		1	44,1970	中畑村	18,6460
山城	中津川村		1	36,2780	中津川村	44,1970
	川嶋村		8	333,7870	雲ヶ畠村	36,2780
	中村		1	167,1740	川島(ママ)村	5,0000
	東河内村		1	178,0750	中杉坂村	430,2600
	西河内村		1	198,8100	東河内村	167,1740
	杉阪村		1	61,1450	西河内村	178,0750
葛野	上村		1	118,8330	杉坂村	198,8100
	下村		1	64,5740	上杉坂村	61,1450
	真弓村		1	110,2240	下杉坂村	118,8650
	石見上里村		16	23,4370	真弓村	64,6160
	大原野村		8	30,6200	上里(ママ)村	110,2240
	淨土谷村		1	58,8590	大原野村	23,4370
乙訓	塔森村		8	145,6590	淨谷(ママ)村	45,6200
	石原村		7	8,6290		58,8590
	宇治		3	1,001,3517	寺田村	2,094,4800
	久世		7		内里村	695,0534
	綴喜		4			「取調帳」には「御除料」給がない
	江津村					

幕末の禁裏御料と山城一国増献問題

	出垣内村	4	55,3740		
綴喜	井手村	3	183,4028		
	椿井村	3	66,8424		
	菱田村	5	150,9946	菱田村	150,9900
山城	小寺村	4	426,6120	小寺村	200,0000
相楽	千童子村	10	274,6400		
	市坂村	2	689,9130		
	大路村	2	39,6460		
	石 高 小 計		5,277,7009	石高小計	6,356,5584
千ヶ畠村		1	81,9010	千ヶ畠村	79,3600
土田村		2	34,6300	土田村	34,6200
桑田	並川村	1	1,075,5860	並河(ママ)村	871,2170
				上島新田	109,3300
丹波				日置村	95,0390
		3		氷取(ママ)村	193,4600
船井	氷所村	2	233,1816	佐切村	245,0000
	佐切村	1	69,4000		69,4600
	越方村	1	127,6630	越方村	100,8580
	石 高 小 計		1,622,4816	石高小計	1,798,3440
	下中条村	2	201,1680	下中野(ママ)村	201,1680
	鮎川村	2	383,8950	鮎川村	383,8996
揖津	島下				「取調帳」では「仙洞御領」と記載
	吹田村	4	1,132,0870	吹田村	1,106,8540
	上野村	1	179,7390	上野村	179,7390
	石 高 小 計		1,896,8890	石高小計	1,871,6606
	石 高 合 計		8,797,0715	石高合計	10,026,5630

注) 前掲『旧高旧領取調帳』近畿編・山城国(1~48頁)、丹波国桑田・船井両郡(325~335頁) および揖津国島下郡(192~195頁)、前掲『御料地史稿』255~257頁を参照。

る、領知替にともなう紛議の回避策として講じられたのであろう。実は、この「御除料」については、すでに前出の奥野の研究で、幕府が中御門上皇（上皇在位期間は享保二〇年〔一七三五〕～元文二年〔一七三七〕）の遺領を回収した後、それを「仙洞御除料」とし、「待機の態勢」をとったことが明らかにされている。¹⁸⁾

仙洞御料の「給地」について、『御料地史稿』は「一定の規定あるにあらずして、一に其の時の幕府の都合に由れるものなり。」¹⁹⁾としている。しかし、靈元上皇以後の慣行である仙洞御料の一萬石の設定石高の大半に相当する水準を、幕府領中から「御除料」として控除し確保しているのだから、右の仙洞御料は隨時便宜設定説は妥当性を欠くものと言えよう。この辺も幕府はなかなかに周到であり、このような制度化されているとさえ言える備えが幕末まで保守されていたことは確認しておくに値しよう。

この「御除料」からの年貢収入は、前出の佐藤雄介の研究によれば、京都代官から京都所司代へ移管されて二条城内に貯蓄され、その一部は京都町奉行所管掌下の貸付金の原資として活用されていた。そして、幕府は京都代官を通して朝廷の臨時の諸用途にかなり弾力的に対応しているが、「御除料」からの年貢収入の二条城内貯蓄もそうした対応財源の一つに充てられていた可能性もあるという。²⁰⁾

(五) 禁裏御料の特質

これを要するに、近世における禁裏御料は、領知の存在形態の面から、朝廷がそれに対する領域的権力として展開する可能性に著しく乏しい上に、その実質的な支配を幕府の京都代官に管掌され、事実上、俸禄と同様のものとなっていたと言えよう。

もっとも、佐藤の研究によつて具体的に究明されているように、朝廷の財政運営において演ずる京都代官の役割は

決定的とも言えるものであり、その様相は時期を下るに従って濃厚となっていく。この京都代官を、畿内に給知を与えた小堀家に世襲させたまま幕末を迎えたことは、周到な上にも周到であった幕府の禁裏御料政策上におけるただ一点の瑕疵と言つべきであろうか。

二 禁裏御料の山城一国増献問題

(一) 文久三年の一五万俵増献

幕末には、禁裏御料は、前述したように、三万〇〇一五石六斗九升五合あったというが、朝幕関係の政治的変容に伴い、幕府側から「公武一和」を具現する措置の一つとして、その増献の動きが生じている。

文久三年（一八六三）六月一六日、次のように、征夷大将軍徳川家茂より文書にて申し出があり、孝明天皇が聽許している。^{〔21〕}

大樹公、「当春以来、上洛滞京の処、御所辺案外御手薄の事共見聞深被恐入候、元来尊奉御一和の筋にて上洛の儀に付、聊にても御手厚に被成上度、依之年々十五万俵取計可申旨被申付候、仍此段申上候」、右のよし書取を以、中条中務大輔御使に参内にて、右の由ひろうあり、「まんそくの御事、御相応の御返答取はからはれ候様」に申

家茂は、同年三月四日に上洛した後、朝廷の財政が意外にも不十分な状態にあることに気付いて恐縮し、元来、今回のお上洛も尊王と公武一和を進めるために行なったことでもあり、幾分かでも朝廷の財政状態の改善に資するべく、以後、毎年、一五万俵を献上するようにしたいので、許可いただきたいと、この日、文書で申し出た。孝明天皇は、

この申し出に満足し、早速、許可するよう指示したという。

ついで、同年七月一九日、次のように、朝廷は、この一五万俵を毎年、天皇・皇族・公家などに配分することと、その配分額を決めた。²²⁾

当春、大樹公上洛の儀に付、御所辺御手薄の儀見聞深恐入、以来乍聊十五万俵上納の旨言上有之候、就ては諸臣一同へ年々可頒賜旨仰出され候

配分額は、「内侍所」（三種の神器）の一つである神鏡を安置し、内侍が奉仕している賢所）に初穂三〇〇俵、「御所」（天皇の手許）に三万俵、「親王」（皇太子陸仁親王）に一〇〇〇俵、「准后」（鷹司政通）に同じく一〇〇〇俵、「閔白」（鷹司輔熙）以下の五攝家にそれぞれ五〇〇俵などで、地下人も含む公家、朝廷所縁の寺院、女官などにも幅広く配分することにしている。²³⁾さらに、同年一二月二四日には、応仁年間（一四六七～六九）以来、毎日、天皇に朝餉の餅を供御してきた川端道喜（菓子商）にも、「応仁のころ、御所御すいたいのころ、段々勤功の御賞をたてられ候」功績により、永代で二〇人扶持が与えられている。²⁴⁾

もっとも、ここに至るには、朝幕間にそれなりの交渉があったようである。

まず、京都守護職として上洛した会津藩主松平肥後守容保が、朝廷・公家の財政的窮乏状態に気付き、その対策として、最初、臨時の金穀献上を考案したが、その後、恒久的な施策の必要を感じて、幕府から毎年、七万俵を献上することを朝廷に提案した。しかし、朝議でこれを不足とする強硬意見が出て却けられ、さらに上乗せして毎年一五万俵献上案も提議したが、天皇の裁可を得るには至らなかつたという。²⁵⁾

朝廷にとって、容保案の問題点は、臨時の金穀献上→毎年七万俵献上→毎年一五万俵献上と、提案毎に献上額を漸次上乗せしていくという、朝廷の足許を見るようなやり方にもあろうが、そもそも朝廷側から増献を幕府に求めるこ

とそれ 자체がもたらすであろう、朝廷の威信への何程かの毀損という、政治的な損失にあったのではなかろうか。

幕府も、こうした動きをふまえての措置であろうか、家茂の上洛前後に、次のように、達している。⁽²⁶⁾

禁裏御入用之儀、同角御用途多ニモ可被為在之儀ニ付、已來別段三万石御用途ニ可被加旨被仰出

朝廷の財政支出が増大しているので、禁裏御料とは別に、三万石を増献する措置を講ずるという通達である。

しかし、これには朝廷から異議が出されたと見られ、朝幕間の実質的なトップ交渉に当たっていた、中川宮朝彦親王と将軍後見職の一橋中納言慶喜の間で、家茂上洛後の同年三月三〇日、一五万俵献上案が論議されている。同日付の朝彦親王宛の慶喜の書翰には、次のようにある。⁽²⁷⁾

（前略）過刻奉伺候「十五万俵之儀、御守衛御止メニ相成不申候テハ板倉事承知致問敷」ト之御沙汰、夫トナク密々承合候処、「右御守衛之儀ハ素ヨリ同意ニ有之」由候、「御親兵貢献之儀ハ却テ御為不宜」ト申見込、此儀ハ一同同意之事ニ候、御守衛御止メニ相成不申候ハ、十五万俵之儀不申出ト尾藩ヘ申聞候ト申ニハ無之、全ク行違之事ニ御座候、御守衛之儀、同意ニ付テハ十五万俵并二个条之儀、早々申出候様可仕哉、兎ニ角、明日罷出相伺可申候得共否御一筆被仰下候様奉願候、恐惶謹言

三月三十日

慶喜

中川宮

侍史

これによれば、同日の慶喜との会談で、朝彦親王は、「一五万俵献上案は、幕府による禁裏守衛案を取り下げなければ、老中の板倉伊賀守勝静が承知すまい」と懸念を表明している。そこで、慶喜がそれとなく板倉に確かめたとこ

る、彼は、「幕府による禁裏守衛案はもとより賛成であり、諸藩に御親兵を提供させる案はかえって朝廷のためにはならないから反対である」と述べたという。

「禁裏守衛」を名目とした薩摩藩兵の上洛→同藩兵守護下の勅使江戸下向→幕府の文久改革→同上名目での長州・土佐両藩兵の上洛→土佐藩兵守護下の勅使江戸再下校→攘夷実行と將軍上洛の承諾という、家茂上洛に至る経緯に鑑みれば、諸藩による御親兵提供は、これまでの事態を追認し、さらに公然たる政局介入をはかる雄藩の京都における軍事的プレゼンスを強めかねない。幕府による禁裏守衛は、当時の幕府側にとって許容可能な政治的妥協の限界点だったのだろう。

慶喜は、一五万俵献上案と幕府による禁裏守衛案には上洛している將軍と幕閣一同が同意しており、尾張藩から朝彦親王へ伝えられた、幕府側が両案いずれかの選択を求めている、というのは全くの行き違いによる誤報だと、同親王に弁明している。そして、ともかくこの両案を早々に朝廷に申し出たいので、その相談のため、明日、同親王邸へ伺いたいから、その可否を一報願いたい、としている。

しかし、事は慶喜が急くような具合に、すんなりとは運ばなかつたようである。同年四月五日付の朝彦親王宛の慶喜の書翰には、次のようにある。⁽²⁸⁾

（前略）奉伺候御賄料之儀、五万俵ト申上候処、猶又大樹ニモ被相考候処、何分五万俵ニテハ無祿之官人迄二八御不足ニ御座候間、以来御所向御賄料ヲ初メ撰家方ヨリ無祿之官人迄二七万俵之高ニ被増遣候様被存候、此段奉申上候、恐々頓首

四月五日

慶喜

どうやら問題は、幕府側の一五万俵献上案が恒久的なものではなく、今回限りの臨時的な措置として提案されたことにあつたようである。そこで、朝彦親王の方から、恒久的な「御賄料」五万俵という形で逆提案がなされたものと見られる。しかし、これには、家茂から「公家の財政状態を幅広く改善するには少ないのでないか」との懸念が出され、七万俵に嵩上げする修正案が持ち出されているというのである。

一五万俵献上案と抱き合させだつた幕府による禁裏守衛案は結局、朝議の採用するところとはならず、四月一七日、幕府は一〇万石以上の諸大名に御親兵の提供を達する。そして、同月二〇日には、同年五月二〇日、つまり一ヶ月後を攘夷実行の期限とする上奏を行なうの止むなきに追い込まれる。

こういう事態の展開を前に、前出の別段三万石増献措置は宙に浮いた形となり、同年四月二三日付で、京都所司代の牧野備前守忠恭から京都町奉行宛に、「先達テ相達候処、御用向御都合モ有之、先見合ニ相成候旨、年寄衆被申聞候間、可被得其意候」と、前達の撤回が通達されている。

依然として、家茂の江戸帰還は許されないことに業を煮やした江戸在府の幕閣の間に強硬論が昂まり、五月三〇日には、老中格の小笠原図書頭長行は率兵上坂し、膠着する京都政局の実力による打開を策す事件が起ころ。家茂がこれを抑えたことでようやく局面打開の途が開け、六月一三日には家茂は許されて大坂から江戸へ出航する。その帰途での再上洛指示を、朝廷が出しようも、また幕府も受け取りようがない、敢えて海路での江戸帰還だった。

前出の六月一六日の文書による家茂の申し出、すなわち幕府から朝廷への毎年、一五万俵の献上は、四月五日以降の交渉経緯が不明であり、仮にその交渉が継続されていたとすれば、当然、それをふまえたものではあつたろうが、

いずれにしても、その政治的な意味合いが、すでに大坂を出航した彼の置き土産、江戸帰還許可への謝礼とも言うべき措置となつたことは間違ひなかろう。

とともにかくにも、こうして、幕府から朝廷に対し、毎年、一五万俵が献上されることとなり、朝廷では、あたかも長年の宿願を果たしたかのように、公家や女官、さらには朝廷所縁の寺院などへの、その幅広い配分が決定されたのである。

(二) 元治元年の一五万俵追加増献

將軍徳川家茂は、文久四年（一八六四）一月一五日、再上洛する。今回の上洛は、前年の文久三年（一八六三）八月一八日の政変後の京都政局に対処するためのものと見られるが、政変の際、孝明天皇側が幕府に実行を求めた最大の政治的課題は横浜鎖港だった。

朝廷は、政変後ほどない文久三年九月五日、幕府が忌避する御親兵の解散を達していたが、幕府も同月一四日、アメリカとオランダに横浜鎖港を提議している。ついで、幕府は、家茂再上洛を前に、前年一二月二九日、横浜鎖港談判の遣欧使節を出発させた。

それらの措置を前提として、再上洛した家茂は、同年一月一四日には横浜鎖港を奏上している。これを受けて、朝廷は、四月二〇日、家茂に横浜鎖港とそれに伴う海防を委任している。

家茂は、四月二九日、参内し、朝廷から委任された横浜鎖港とそれに伴う海岸防禦について、「横浜之儀ハ不及申、海防筋ニ於テモ格別肺肝ヲ碎キ覬慮遵奉之微忠可相尽奉存候」との請書を奉呈している。⁽³⁹⁾さらに、家茂は、今後、一八ヶ条からなる朝廷遵奉の措置を講ずることを奏聞した。これについて、朝廷はそのうち八ヶ条に朱書の下ヶ札で

注文を付けたが、同日付で、禁裏守衛総督兼摂海防禦指揮の一橋中納言慶喜、政事總裁職の松平大和守直克、老中の酒井雅楽頭忠績・水野和泉守忠精・稻葉美濃守正邦が連署して、次のように、全面的にそれを受諾した。⁽³⁾

今度奏聞仕候十八个条之書面、御下ヶ札ヲ以御沙汰御座候趣、逐一奉畏候、尤諸事朝廷遵奉之道ヲ尽シ度誠意ヨリ申上候件々ニ付、八个条目御下札之趣ハ暗合之筋ニモ有之、別而不都合無之様可仕候

右の一八ヶ条と、そのうち八ヶ条への朝廷の注文（矢印以下）は以下の通りである。⁽³⁾

1 神宮（伊勢神宮）への「御供料」を二〇〇〇俵増加する→現米二〇〇〇石に増加する

2 天皇の諱の文字を「闕字」とすることや、天皇やそれに関わる文言などが文章中に登場した場合に改行して敬意を表す「平出」を行なうよう、全国に布告する

3 孝明天皇誕生日（六月一四日）には刑罰を執行しない

4 仁孝天皇忌日（六日）と新朔平門院（仁孝天皇女御の藤原祺子）忌日（一三日）はその旨を心得るよう全国に布告する→幕府の精進日の扱いに準じる

5 将軍代替わりの際は、御礼のため、上洛する（但し、幼年者の場合は一七歳になつた時点で上洛する）

6 御三家はじめ諸大名は、家督相続の際、御礼として上洛する

7 西国大名は、参勤交代の際、自由に天皇の御機嫌伺いを行なつてよい（但し、滞京期間は一〇日以内とする）
↓諸大名は、山城国内を通過する際、必ず天皇の御機嫌伺いを行なう（滞京期間は一〇日に限定しない）

8 「國務」は、これまでの通り、将軍へ全て「委任」するが、「國家之大事件」は天皇の意向を伺う→「委任」の件は昨文久三年（三月五日）に確認したので、あらためて再確認は行なわないが、幕府の達などの文面といった些末なことにまで気を配り、「君臣上下之名義」を正すことと、朝廷への「恭順」を貫くことが必要である

朝廷の忌日には、軽重を問わず、刑罰を執行しない

10 皇居の九門の警衛は、三〇〇〇石以上の旗本に担当させる→諸大名に担当させる

11 諸神社への天皇の行幸を行なう（但し、山城国内の遠方でない場所に春秋二度程度と定めてあらかじめ布告し、「諸人難儀致不申候様、御手輕」なものに願いたい）→追って、この件については布達する

12 諸大名領内の特産物のうち、一、二品を毎年、朝廷に献上する（但し、諸大名の財政は疲弊しているので、五年後に手軽な產物を、京都所司代を通じて献上する）→京都所司代から武家伝奏へ献上の期限を伺い出て、その指示に従い、諸大名から朝廷の奏者所へ直接に献上する

13 親王や公卿などが薨去し、朝廷が服喪した場合、全国に「鳴物停止」を布告する→服喪の方式は、親王や公卿は御三家・御三卿、武家伝奏と議奏は老中のそれに準じる

14 皇居の宜秋門の周辺を拡張する（但し、この方面は今年は皇居の凶方に当たるので、来年ないし再来年に実施する）

15 皇居の東北の築地の周囲を拡張し、花畠と仙洞御所を修繕する

16 歴代天皇の墓地がある泉涌寺の清掃や手入れを入念に行なうよう達する

17 朝廷の財政運営を改革を入れ念に行なうよう達する

18 皇子・皇女をなるべく出家させないよう（但し、その恒久的な制度は十分に検討して提案する）

右の一八ヶ条と朝廷による八ヶ条の修正は、この時点での朝幕関係の実態を如実に物語つていよう。そして、これと併せて、家茂は、「大樹奉表御遵奉之誠意度」として、一五万俵の「増貢」を申し出たのである。⁽³³⁾ これにつき、幕府は、同年五月二十四日付の上申書で次のように説明している。⁽³⁴⁾

旧来三万石并去亥年拾五万俵、此度猶又拾五万俵、合テ三拾万俵・三万石ニ相成申候、右御用途之儀ニテ上度儀
(文久三年)

御座候間、追テ取調可申上候

前年の一五万俵に加え、さらに一五万俵、合わせて毎年、三〇万俵を献上する、というのである。追って、その実施については取調の上、行なう、と幕府は約束した。朝議は、この「一五万俵の追加増献」の申し出を、同年五月五日に許可したという。³⁵⁾

しかし、この約束はなかなか実施されなかつたようである。そこで、同年一〇月二三日の朝議で、「一五万俵の追加増献」実施の件を、関白二条斉敬から慶喜へ内々に申し入れるよう衆議一決し、斉敬は同月二七日、慶喜に幕府へ「貢献之儀、御サイソク被為在候様」と内々に伝えている。³⁶⁾

「一五万俵の追加増献」実施の件が不透明になる中、朝廷は、前出の一八ヶ条の朝廷遵奉措置のうち、第一条の神宮「御供料」について、同年一二月八日、「従当年両宮へ千石宛御加進之事」と達し、家茂の奏聞を朝廷で修正した通りに、本年分から内宮と外宮のそれぞれ一〇〇〇石ずつ加増する措置を講じた。もつとも、前述した不透明な状況がある故かとも思われるが、「但、渡方、追テ御沙汰之事」という但書が、この達には付されている。³⁷⁾

また、翌元治二年（一八六五）一月一三日には、内侍所（賢所）に対し、「御日供御手薄、其余御入費多分二付、自関東貢献之十五万俵之内ヨリ從今七百俵被進、兼テ被進有之三百俵ト都合千俵、右之内、百俵ハ御日供ニ可相成」³⁸⁾と達して、文久三年時の「一五万俵増献」の際に配分された三〇〇俵に加え、さらに七百俵を供進する措置を講じている。

追加増献の一五万俵の配分に関する朝廷の決定で見られるのはこれくらいであり、文久三年時のような大盤振る舞いの配分決定とは大違いである。

結局のところ、幕府は、この「一五万俵の追加増献」という約束を反故にせざるを得なかつた上に、文久三年分の一五万俵の増献はどうやら実施できたものの、元治元年以降はそれすらも継続できなかつたという。³⁹⁾ 元治元年になされた「毎年、三〇万俵の増献」という朝廷に対する幕府の約束は、完全に空手形となつてしまつたのである。

その背景には、生麦事件・薩英戦争、米仏蘭三ヶ国艦船下関砲撃事件・下関戦争などの賠償金の支払いや、天狗党の乱、禁門の変、二次に亘る長州征伐のための動員経費や戦費といった、内外の動乱に伴う出費の膨張などがある。だが、それ以前に、この「毎年、三〇万俵の増献」措置が、当時の幕府の財政状態の下で、元来、実施可能なものだつたのだろうか。

元治元年における幕府の年貢歳入は、米方が五四万三三六三石、金方が九三万三九四四両である。また、同年の三季切米（年三度に分けて支給される蔵米）一〇〇俵（一俵は四斗入り）当たりの張紙値段（公定換金価格）は春・夏が四二両、冬が四三両だった。⁴⁰⁾ 仮に米価が高い方の四三両で金方の年貢歳入を米に換算すると、八六万八七八五石余となり、年貢歳入の総計は一四二万一二四八石余となる。

蔵米は一俵を四斗入りで計算するのが幕府の財政的慣行だから、幕府が朝廷に献上を約束した三〇万俵は一二万石となる。さすれば、この増献によつて、幕府は歳入の七パーセント余を毎年、割き取られる勘定となる。はたして、この負担に該期の幕府財政は耐え得たのであろうか。

(三) 慶応三年の山城一国増献

幕府は、慶応三年（一八六七）三月二三日付で山城守の官称を禁じた上で⁴¹⁾、同年七月、征夷大将軍徳川慶喜が次のように朝廷に奏請した。⁴²⁾

禁裏御賄料之儀、從來安永度之規則ヲ以諸事取計來候処、先年家茂上洛之節、尊奉之微意ヲ以拾五万俵宛献貢仕候、過半堂上方・地下官人へ御分配下候ニ付、猶又拾五万俵宛献貢可仕旨申上候得共、國家多事之折柄疲弊之余、且年之豐凶モ有之、兎角延納相成、家茂尊奉之微意繼述難仕夙夜焦慮罷在候、依之以来兩度之獻貢米ハ御断申上、改テ山城全國之内、堂上家領・寺社領并宿駅等ハ除キ収納總稅・小物成共一円献貢仕度奉存候、右ハ總數減少仕候得共、夫々御仕法相立、御賄向其外、堂上方御分配之分共御不都合不相成様仕候ハヽ、永久滯納之不敬モ無之尊奉之微意実行仕難有奉存候間、右之趣何卒被聞食候様仕度奉恐願惶祈候、以上

慶応三年七月

慶喜

文久三年の家茂上洛時に措置した一五万俵増献分の大方が公家などへ分配されてしまったので、さらに元治元年に一五万俵の追加増献を措置したが、「国家多事」の情勢により幕府財政が「疲弊」した上、作柄の「豊凶」にも左右され、とかく「延納」の事態を招き、家茂の朝廷「尊奉之微意」を将軍に襲職した慶喜は継承できず日夜「焦慮」していた。そこで、この際、「毎年、三〇万俵増献」措置は撤回し、堂上家領・寺社領と宿駅などを除外した山城一国の、小物成をも含む年貢諸役の全てを禁裏御料として増献したい。この「山城一国増献」は、「毎年、三〇万俵増献」と比較すると、朝廷の収入額としては減少するが、(それを支配する京都代官に指示して)その支配の仕方や、収納した金穀の運用方法などを改善して、公家などへの配分に支障が出ないように工夫する。この措置によつて、「永久滯納」という「不敬」な状態も解消できるので、是非許可願いたい、という。

この慶喜の奏請によつて、「毎年、三〇万俵増献」が「永久滯納」状態に陥つていたことがわかる。慶喜は、その解消策として、堂上家領・寺社領と宿駅などを除く山城一国の禁裏御料化の措置を提案している。そこでは、朝廷へ

の増献額が減少することを認め、禁裏御料の支配と収納した金穀の運用を改善することで、公家などに対する分配にそれが影響しないように努力することも約束している。

朝廷は、同年八月一日、「事情止むを得ず」として、これを聽許した。⁽⁴³⁾ 幕府は、これを受け、八月付で次のように達した。⁽⁴⁴⁾

一今般山城全国之内。堂上方家領。寺社領。并宿駅等ハ相除。其余御収納惣税。小物成共。一円 禁裏江 御貢
獻相成候ニ付。右國領分。知行上知被 仰出候。尤替地等之儀ハ。追而可被 仰出候間。委細之儀ハ。御勘定
奉行可被談候。

右之通。万石以上以下。山城國領分。知行有之面々江。可被相触候。

八月

右之通。去ル五日於京地被 仰出候間。向々江不洩様可相触候。

「山城一国増献」措置を実施するには、当然ながら、諸藩・旗本らが山城国内に有する領知を領知替しなければならない。右の達はそれを予告したものである。この達は、朝廷の聽許が得られた八月一日に先立つ同月五日に、在京の慶喜から発せられたというが、おそらくは同日までにこの件に関する朝廷側との交渉が決着したのであろう。けだし、領知替のような重大事をよもや見切り発車するはずはあるまい。

ついで、幕府は、この領知替の「取締」を、同月二四日付で篠山藩主青山左京太夫忠敏・膳所藩主多主膳正康穣・丹波亀山藩主松平図書頭信正に命じている。⁽⁴⁵⁾

ところで、慶喜は、朝廷の収入額では「山城一国増献」の方が「毎年、三〇万俵増献」よりも少なくなることを認めているが、一体、それはどれ程なのだろうか。

ちなみに、蔵米は一俵を四斗入り、地方知行は高一石の免（貢租賦課率）が四ツ（四割）で、そこからの収納が四斗、というのをそれぞれの標準とし、蔵米一俵を地方知行高一石と等値させるのが、幕府の財政的慣行だった。したがって、蔵米三〇万俵は、知行高に直せば、三〇万石に相当する。

この領知三〇万石相当の増献という約束は幕府の逼迫する財政事情で履行できなかつたわけだが、それに代えて、堂上領・寺社領・宿駅などを除く、山城一国を禁裏御料とした場合、実際には、どれくらいの増献になる勘定なのだろうか。

山城一国の総石高は、前出の表²に表示したように、「天保郷帳」では「三万〇一二二石七斗六升八勺六才余、「旧高旧領取調帳」では「三万三二二二石八斗五升四合七勺三才」である。これがすべて禁裏御料化されるわけではなく、そこから堂上領・寺社領・宿駅などを控除することになつてゐる。

堂上領は、前述したように、四万一二七九石余あるというが、その大半は山城国に所在するものと見られる。これと寺社領との中間的な存在とでも言つべきものが、前出の諸門跡院家領の一万七四七石余と比丘尼方領の三七八二石余である。この門跡領には輪王寺の三万三〇〇〇石余が含まれないことは確かだが、青蓮院や妙法院などの宮門跡領（一万三九三二石二斗二升）以外の、大覺寺や大乘院などの摂家門跡領（四一〇四石七斗）や、本願寺や東本願寺などの准門跡領（八二六石八斗）がそこに含まれないとしても、当然、それらは寺社領として控除の対象になるだろう。⁽⁴⁶⁾ 山城国の寺社領は、朱印地が四万一二七九石二斗四升、黒印地と除地が合わせて二五〇三石あるという。⁽⁴⁷⁾ 以上を合算し、不明な宿駅などの分を勘案しても、控除分は合わせて一〇万石余となると見て、まず間違ひあるまい。

これらの控除分と、既存の禁裏御料三万石余のうち、表²に表示した山城国内の分の二万八五八七石三斗六合五勺（『御料地史稿』）ないし三万八七八一石七斗二升七合五勺（「旧高旧領取調帳」）を合わせて差し引くと、増献分は一

〇万石をようやく越えるかどうかといった程度のものだと言えよう。既存の禁裏御料に加え、合わせて三〇万俵を増献するという前将軍家茂の約束と比較すれば、慶喜はそれを三分の一に値切った勘定になる。

しかし、これすらもはたして実施可能なものなのか。如何に禁裏御料の増献とは言え、個々の領主財政に直結する領知替を伴うものであるから、山城国内に領知を有する諸藩や旗本がすんなりそれに応ずるかどうか、はなはだ疑わしいと言えよう。だが、右の通り三藩に「取締」を命じており、これは抵抗する領主には実力行使も辞さない構えと見られ、幕府は本気で実施する姿勢で臨んでいたと思われる。

それは別の面からもうかがえる。同年九月の津田真一郎（のち真道）の「日本国総制度」は、幕末最終段階で提議された体系的な「公議政体」構想として知られるが、立憲君主制の連邦国家を構成する領邦として、「大君」（徳川宗家当主＝慶喜）を戴く立憲君主制の「関東領」や、「加州以下」の「列国」（加賀藩などの諸藩領）と並んで、「禁裏領」として山城国があげられている。^{④⁸} これは、前月に布告された右の措置を前提とするものと見て間違いあるまい。

また、大政奉還後の同年一月に、西周助（のち周）が新たな国制の構想を検討する審議会の設置提案に付した、そこでの検討素案である「議題草案」では、津田の連邦国家構想を踏襲し、山城国の「禁裏領」が諸藩や「江戸府」と並ぶ構成要素となっている。^⑨ これらを見る限り、幕府サイドの「公議政体」構想では、山城一国の禁裏御料化は所与のものとされていたようである。

結局において、大政奉還→王政復古と急激に展開する政治的激動の中で、この山城一国の禁裏御料化措置も吹き飛んでしまう。

三 王政復古後の禁裏御料

慶応四年（一八六八）一月三日から四日にかけて鳥羽・伏見の戦が起こり、同月七日に慶喜追討令が出され⁽⁵⁰⁾、ついで一〇日には「農商」宛にも同令が布告される。⁽⁵¹⁾

前者では、「仮令賊徒ニ従ヒ譜代臣下之者タリトモ悔悟憤発、為國家尽忠之志有之候輩ハ寛大思食ニテ御採用可被為在候」⁽⁵²⁾と、徳川譜代の家臣にも朝廷への帰順が呼びかけられ、応ずる者は朝臣化すると約束した。

後者では、「是迄徳川支配イタシ候地所ヲ天領ト称シ居候ハ言語道断之儀ニ候、此度往古ノ如ク総テ 天朝ノ御料ニ復シ真ノ天領ニ相成候間、左様相心得ヘク候」⁽⁵³⁾と、旧幕府領全体の朝廷直轄化が宣言されており、当然ながら、禁裏御料の支配も旧幕府の京都代官による管掌から朝廷の直接管理へと回収されるべきものとなつた筈である。しかし、当座は、どうやらそのようにはならなかつたようである。

慶応四年（一八六八）六月一四日付で、旧幕府の京都代官小堀数馬に預託されていた山城国の「御領」が京都府（同年閏四月二四日付で設置⁽⁵⁴⁾）、丹波国のが久美浜県（同月二八日付で設置⁽⁵⁵⁾）へそれぞれ移管されている。⁽⁵⁶⁾この「御領」は、新政府直轄地のことを指し、当然ながら禁裏御料をも含み、「御料」とも表記される。

のことから推察すると、旧京都代官の小堀数馬は、鳥羽・伏見の戦からさほど日を置かない早い時期に、前出の帰順勧奨に応えて朝臣化したとみられ、禁裏御料と関連諸領地の支配は、彼が担当していた旧幕府領の代官支配ともども、半年ほどの間は、引き続き彼に委ねられていたものと見てよかろう。そして、移管時期から考えると、慶応三年分の貢租については、当然、小堀の下でその賦課・徵収と、朝廷への上納の作業がなされたと思われる。したがつて、山城国には同年二月一九日付で京都裁判所が設置されているが、同裁判所は、小堀をその監督下に

置いた可能性は十分に考えられるが、同国の新政府直轄地の地方支配を直接行なうまでには至らなかつたものと見られる。なお、山城国には軍政機関である鎮台は設置されていない。

まとめにかえて

ここでは、幕末の禁裏御料を概観し、それをふまえて、朝幕関係の政治的変容、とりわけ將軍徳川家茂が上洛せざるを得なくなり、政局の中心が京都に移つていった、文久三年（一八六三）以降、大政奉還に至る時期に浮上した、禁裏賄料の二次に亘る増献措置、さらに幕府財政の逼迫からその実施が困難になる中で、代替措置として講ぜられようとした、山城一国の禁裏御料化の顛末を検討した。さらに、王政復古—鳥羽・伏見の戦後における禁裏御料の帰趨をも追跡し、その旧幕府京都代官支配が半年ほども継続していることを明らかにした。

そこには、幕末の最終局面においてもなお、幕府に対する朝廷の財政的依存関係が継続し、また幕府もその維持に腐心していることが確認できよう。こうした両者の関係は、実は大政奉還後も継続しており、新政府の成立にとつて、そこから脱却して、禁裏御料をも含む直轄地を如何にして形成していくかは、その存立に関わる政治的課題であり、實際には軍事力の行使ないしその威嚇という最終手段すら、そこでは必要であった。これらの問題は、ここでの検討の領野の外に置かれており、別途を期したい。

註

(1) 衣笠安喜「幕藩制下の天皇と幕府」（後藤靖編『天皇制と民衆』東京大学出版会・一九七六年一〇月所収）、朝尾直弘「幕藩

制と天皇』（同『將軍権力の創出』岩波書店、一九九四年九月所収、初出は一九七五年二月）、宮地正人『天皇制の政治史的研究』校倉書房・一九八一年五月、深谷克己『近世の國家・社会と天皇』校倉書房・一九九一年五月、尾藤正英『江戸時代の天皇——その社会的基盤は何か』（同『江戸時代とはなにか 日本史上の近世と近代』岩波書店、一九九二年一二月所収、初出は一九八五年）、永原慶一ほか編『講座 前近代の天皇』全五巻・青木書店・一九九二年二月～一九九五年一一月などを参照。

(2) 藤田覚『幕末の天皇』講談社・一九九四年九月、同『近世政治史と天皇』吉川弘文館・一九九九年九月、久保貴子『近世の朝廷運営』岩田書院・一九九八年五月、橋本政宣『近世公家社会の研究』吉川弘文館・二〇〇二年一二月、高木昭作『將軍権力と天皇秀吉・家康の神国觀』シリーズ民族を問う2・青木書店・二〇〇三年五月、李元雨『幕末の公家社会』吉川弘文館・二〇〇五年八月、野村玄『日本近世国家の確立と天皇』清文堂出版・二〇〇六年八月、西村慎太郎『近世朝廷社会と地下官人』吉川弘文館・二〇〇八年一〇月、高橋博『近世の朝廷と女官制度』吉川弘文館・二〇〇九年七月、田中暁龍『近世前期朝幕関係の研究』吉川弘文館・二〇一一年六月などを参照。

(3) 帝室林野局編『御料地史稿』同局、一九三七年一二月を参照。

(4) 日柳彦九郎『徳川時代の記録に現れたる皇室費』（『山口商学雑誌』四〇六、一九二七年所載）、奥野高広『皇室御経済史の研究』後篇・第三章「江戸時代の皇室御経済」・中央公論社・一九四四年六月（復刻版、国書刊行会、一九八二年二月）を参考照。

(5) 佐藤雄介「近世後期の朝廷財政と京都代官」（『歴史学研究』第八七五号、二〇一一年一月所載）を参照。

(6) 明治新政府は、近世の土地制度を「所持」とともに対偶的に構成する、近世領主権の土地制度的表現である「領知」を「領地」、またその回収を「上知」ではなく「上地」と、発する法令や文書などの多くで表記している。その理念的背景には、律令制下の「公地公民制」が依然として法的正統性を有するとの前提に立ち、近世領主権をその歴史的前身ともども違法視する、「王土論」があると見られる。

ここでは、新政府のこの用法に配慮し、史料上の文言以外は原則として、王政復古以前は「領知」、それ以後は「領地」の語を用いて行論を進めたい。

(7) 木村礎校訂『旧高旧領取調帳』近畿編、近藤出版社、一九七五年三月、山城国（一四八貞）、丹波国桑田郡（三三五三三

三〇頁) を参照。

(8) 前掲『御料地史稿』二四八～二五八頁を参照。

もつとも、前出の奥野高広の研究によつて、禁裏御料の概要を知る手がかりとなる史料にどのようなものが伝存しているかは紹介されており(前掲奥野『皇室御経済史の研究』後篇、二六九～二七七頁を参照)、前掲『御料地史稿』が依拠した可能性のある史料の概観はなし得る。

(9) 前掲奥野『皇室御経済史の研究』後篇、二八五～三三〇頁を参照。

(10) 同上二五八頁を参照。

(11) 板倉勝重に京都所司代補任時期については、「徳川実紀」と「寛政重修諸家譜」の慶長六年(一六〇一)説と、「柳營補任」の同八年(一六〇三)説があるという(松尾美恵子「京都所司代一覽」「国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第四卷、吉川弘文館、一九八四年二月、三四二～三四四頁)を参照)。いずれにせよ、板倉による禁裏御料支配の管掌はその補任時ないしそれ以降の慶長年間中ということとなろう。それは、また当然ながら、徳川幕府による朝廷掌握と揆を一にしたものと推定して大過なかろう。

(12) 前掲『御料地史稿』二五八頁を参照。

(13) 『寛政重修諸家譜』第一六、続群書類從完成会、一九六五年一〇月、一一八～一二一頁を参照。なお、小堀正憲については、竹内誠・深井雅海・太田尚宏・白根孝胤編『徳川幕臣人名辞典』東京堂出版、二〇一〇年八月、二八五頁を参照。

(14) 八瀬村は、表1に表示したように、「旧高旧領取調帳」の石高が『御料地史稿』所掲のものより二〇八石七斗三升二合も多い。明治四年(一八七一)二一月付の八瀬村宛の京都府達では、村高が「旧高旧領取調帳」と同一の二七一石九斗七升六合で、そのうち二〇八石七斗四升二合が「免許高」、すなわち除地になつていることが確認されている(宇野日出生『八瀬童子一歴史と文化』思文閣出版、二〇〇七年四月、一一二～一一三頁を参照)。この京都府達では年貢諸役が賦課・徵収される石高は六三石二斗三升四合となり、『御料地史稿』所掲の新御料と増御料の石高合計である六三石二斗四升四合よりも、一升少ない。いずれにせよ、村高の四分の三強が除地になつていることには変わりなく、こうした破格の優遇措置が住民の朝廷に対する強い帰属意識の背景の一つとなっていたことは否めまい。

同村の除地は、延暦寺と八瀬村の争論に関する、宝永七年(一七一〇)七月一二日付の幕府の裁許により、幕府領の代官支

配に編入された上で、除地と確定したものである（宇野前掲書八五～九六頁を参照）。したがって、同村の禁裏御料は『御料地史稿』所掲の石高のみだが、村高の残余分が幕府領とされながらも、朝廷との伝統的な縁故を根拠として除地とされ、しかも同じく京都代官支配の下に置かれていたのだから、あたかも同村全体が禁裏御料であるかのような外観を呈していたものと見られる。こうした事情が、「旧高旧領取調帳」における「御料単独給」記載をもたらしたのかとも考えられよう。

なお、同村の除地と、廢藩置県後におけるその優遇措置の実質的な継続をめぐる問題については、宇野前掲書一一二～一八頁、また平山敏治郎「山城八瀬村赦免地一件（一）・（二）」（大阪市立大学文学部紀要『人文研究』第二三・二四号、一九七二年所載）、同「同（補遺）」（成城文芸第一〇一號、一九八二年所載）を参照。

(15) 坂田聰編『禁裏領山国荘』高志書院・一〇〇九年一二月、また「山国隊」については中村研・宇佐美英機編『征東日誌—丹波山国農兵隊日誌』—国書刊行会・一九八〇年一二月、中村研『山国隊』中公文庫・一九九四年一〇月（初版は一九六八年一〇月）、吉岡拓「近現代における山国隊像の変遷——山国近現代史研究のプロローグとして——」（前掲坂田『禁裏領山国荘』所収）を参照。

(16) 前掲『旧高旧領取調帳』近畿編、山城国（一～四八頁）、丹波国桑田・船井郡（三一五～三三五頁）、摂津国島下郡（一九一～一九五頁）を参照。

(17) 前掲『御料地史稿』二五五～二五七頁を参照。

(18) 前掲奥野『皇室御経済史の研究』後篇、五三七頁を参照。

(19) 前掲『御料地史稿』二五五頁。

(20) 前掲佐藤「近世後期の朝廷財政と京都代官」、三一～三二頁を参照。

(21) (22) 「長橋局記」文久三年六月一六日条（宮内庁蔵版『孝明天皇紀』第四、平安神宮、一九六八年八月所収）、七一～一頁。

なお、以下、史料の引用に当たり、略字や異体字は正字、また常用漢字のあるものはそれに改め、合字は仮名に開き、適宜、読点や鉤括弧を付すなどした。

(23) 同上七一～七二三頁を参照。

(24) 同上七一～七二三頁。

なお、川端道喜『和菓子の京都』岩波新書、一九九〇年四月を参照。

- (25) 山川浩『京都守護職始末 旧会津藩老臣の手記』1、東洋文庫、一九六五年八月、一五〇～一五一頁を参照。
- (26) 「文久咄聞集」(前掲『孝明天皇紀』第四所収)、七二六頁。
- (27) (28) 「久邇宮文書」(同上所収)、七二六頁。
- (29) 前掲「文久咄聞集」、七一六～七二七頁。
- (30) 「長谷家記」(前掲『孝明天皇紀』第五、一九六九年一月所収)、一六八頁。
- (31) 「忠能卿手録」(同上所収)、一七二頁。
- (32) 同上一六八～一七〇頁を参照。
- (33) 同上一六八頁。
- (34) 「通熙卿手録」(前掲『孝明天皇紀』第五所収)、一七二頁。
- (35) 前掲『孝明天皇紀』第五、一七一頁を参照。
- (36) 「朝彦親王御記」(前掲『孝明天皇紀』第五所収)、一七三頁を参照。
- (37) 前掲『孝明天皇紀』第五、四二八頁。
- (38) 同上一四四九頁。
- (39) 宮内庁『明治天皇紀』第一、吉川弘文館、一九六八年一〇月、五一二頁を参照。
- (40) 飯島千秋『江戸幕府財政の研究』吉川弘文館、二〇〇四年六月、九九頁掲出の表15「米方歳入内訳(弘化元年～元治元年)」、一二三頁掲出の「幕末期の張紙値段」一〇八～一〇九頁掲出の表17「金方歳入(定式・別口) 総計(弘化元年～元治元年)」、一二三頁掲出の「幕末期の張紙値段」を参照。
- (41) 東京大学史料編纂所編『維新史料綱要』卷七、復刻版、東京大学出版会、一九八三年一二月、七七頁を参照。
- (42) 「國事文書写」(前掲『孝明天皇紀』第五所収)、一七二頁。
- なお、「久邇宮文書」(日本史籍協会編『徳川慶喜公伝』史料篇三、復刻版、東京大学出版会、一九七五年一〇月所収、一二七頁)に同一史料があり、その端書に「七月廿七日」と記されているというが(同上)、これを朝彦親王に廻達された日付と考へると、この慶喜の奏請は七月中の二七日以前になされたものと見られる。
- (43) 前掲『明治天皇紀』第一、吉川弘文館、五一二頁を参照。

- (44) 「慶喜公御実紀」慶應三年八月二十四日条（黒板勝美編『続徳川実紀』第五篇、吉川弘文館、一九八二年四月、二三三頁）、また前掲『御料地史稿』・四一八～四一九頁を参照。
- (45) 前掲『維新史料綱要』卷七・二〇四頁、また前掲『明治天皇紀』第一・五一三頁を照。
- (46) 諸門跡院家領については、安藤宣保『寺社領私考——明治維新を中心として——』愛知県郷土資料刊行会・一九七七年一〇月・九一～九五頁を参照。
- (47) 山城国の寺社領のうち、朱印地高については前掲安藤『寺社領私考——明治維新を中心として——』三五五～三六〇頁、また黒印地・除地高については同『寺社領私考拾遺——明治維新を中心として——』寺社領研究会・一九八〇年一〇月・一五〇頁、および一九四～一九五頁を参照。
- (48) 大久保利謙・桑原伸介・川崎勝編『津田真道全集』上・みすず書房・二〇〇一年八月・二五～二六六頁、また家永三郎・松永昌三・江村栄一編『新編 明治前期の憲法構想』福村出版・二〇〇五年一〇月・一一八～一一九頁を参照。
- なお、津田の「公議政体」構想全体についての検討は、拙著『立憲政体成立史の研究』第一編第一章「近代日本における立憲政体導入の歴史的前提」、岩田書院、二〇〇四年三月を参照。
- (49) 大久保利謙編『西周全集』第二卷・宗高書房・一九六六年三月・一六七～一八三頁、また前掲『新編 明治前期の憲法構想』一二〇～一二六頁を参照。
- (50) 内閣官報局編『法令全書』第一卷、復刻版、原書房、一九七四年六月、明治元年・三～四頁を参照。
- (51) 同上六～七頁を参照。
- (52) 同上三頁。
- (53) 同上六頁。
- (54) 内務省図書局編『地方沿革略譜』復刻版、象山社、一九七八年九月、九頁を参照。なお、内閣官報局編『法令全書』第一卷に掲出されている、長谷宰相（信篤）の京都府知事任命の布達は慶應四年（一八六八）閏四月二十五日付になつており、編者が「京都裁判所ヲ改テ京都府ト為スノ令、他ニ見ル所ナシ、姑ク之ヲ存ス」と注記している（復刻版、原書房、一九七四年六月、明治元年・一四九頁）。ちなみに、前掲『地方沿革略譜』では長谷の同府知事任命も同府設置と同日付になつている。
- (55) 前掲『地方沿革略譜』一三頁を参照。なお、前掲『法令全書』第一卷では、編者が「久美浜県ヲ置クノ令、他ニ見ル所ナシ、

- (56) 姉ク之ヲ存ス」と注記して、徵士伊王野次郎左衛門（坦）の同県知事任命の布達を掲出しているが、その日付は『地方沿革略譜』と同じである（明治元年・一五一頁）。ちなみに、『地方沿革略譜』での伊王野の同県知事任命も同日付となつてゐる。
- (57) 前掲『法令全書』第一卷、明治元年・一九五頁を参照。
- (二〇) 一年八月二十九日受理、二〇一年九月五日採択